

諮詢

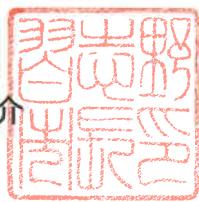
習志野市個人情報保護審議会 会長 三幣芳夫様

習志野市個人情報保護条例第8条の規定により、国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用及び外部提供について諮詢いたします。

国年第261号

令和4年7月21日

習志野市長 宮本泰介



【 詮問事案】

国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用について

所管課名	国保年金課
個人情報取扱事務の名称	国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の提供
個人情報取扱事務の目的	第三者行為と思われる案件について情報提供を受け、傷病届の提出が無ければ被保険者へ提出するよう勧奨し、適切に求償事務を行うことにより医療費支出の適正化を図る。
提供を受ける関係機関	消防、消費生活センター、地域包括支援センター 等
提供を受ける個人情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、負傷日時、負傷場所、搬送先医療機関、傷病原因
詮問内容	<p>国民健康保険では第三者行為（交通事故や暴力行為など）による怪我の治療を受けた場合、加害者が負担することが原則です。しかし、賠償責任が決定するまで長時間をする場合など、被保険者が医療費を負担することが困難であることから、被保険者が市へ傷病届の提出を行うことで被保険者証の使用を認め、その後に市が負担した医療費について加害者へ求償しています。</p> <p>しかし、被保険者から傷病届の提出が無いまま被保険者証を使用してしまうと、第三者行為であるかどうかの確認ができないことから加害者に求償できず、市が負担する必要のない医療費を負担したままになってしまいます。</p> <p>そこで、関係機関から第三者行為と思われる案件について情報提供を受けることができるよう審議会に諮り、提供を受けた情報を基に被保険者へ傷病届を提出するよう勧奨してまいります。</p>
その他	<p>厚生労働省では平成 27 年度から第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について通知を出しており、令和 3 年度の通知でも第三者行為の手がかりを持つ関係機関との連携を促しております。</p> <p>また、保険者（市）における取組状況に応じて交付金を交付する制度である保険者努力支援制度においても、関係機関から傷病の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築しているかを評価点としています。</p> <p>本市においてはホームページや国保年金課窓口において傷病届の提出について周知を図ってまいりましたが、今回、関係機関との連携体制を新たに構築することにより、求償体制の強化を図ってまいります。</p>